

インフルエンザ感染対策にご協力ください

2019年2月1日現在、神奈川県ではインフルエンザ患者の報告数が一定数をこえ、インフルエンザ流行警報が発令されております。院内感染を防ぐため、警報が解除されるまでの間、以下のような感染対策へのご協力をお願いいたします。

(1) ご面会の禁止

流行期は面会者様からの感染による患者様の院内発症が起こるため、原則面会禁止とさせて頂いております。病状説明などの場合はあらかじめ日時をご相談のうえ行います。

ご病状などにより、個室面会が許可となる場合があります。

中学生以下の方については、ご病状によらず面会禁止となっております。

(2) 患者様の外来・1階エリアへの移動制限

外部からも出入りのある1階エリア、外来棟への移動は、インフルエンザの感染の機会となってしまいます。警報発令期間は、患者様は極力病棟から出ないようお願いいたします。検査やりハビリテーションでの移動については職員よりご案内いたします。

(3) 外出・外泊の禁止

外泊時にインフルエンザに感染し、院内で発症することがあります。

(4) 病室外に出る際のマスク着用、帰室時の手洗い

感染予防には万全を期しておりますが、職員も感染・発症を完全に予防できるわけではありません。ご自身の感染対策についてもご留意をおねがいいたします。

当院でも、外来受診、併発する肺炎などで状態が悪化した方の緊急入院、職員・家族の感染など、病院を取り巻くインフルエンザ発生が相次いでおります。

インフルエンザは感染力が強く、せき・くしゃみなどのしぶきによる飛沫感染だけでなく、しぶきが付着した環境表面からの接触感染も起こします。また発症前からウイルスが排出されていますので、どれだけ注意しても感染が防御しきれない面があります。

院内での感染拡大は、患者様の病状悪化、病棟閉鎖、入院制限など、大きな影響をもたらすおそれがあります。大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。解除の際は患者様への通知および院内掲示、ホームページにてお知らせいたします。